

2026 年 7 月 28 日

2026 年度の認定更新申請要項

公益財団法人MR 認定センター

本要項は、MR 認定制度に基づき、主に 2027 年 3 月 31 日をもって有効期限を迎える MR 認定の更新に関する詳細な手続きおよび条件を定めたものです。

2026 年度より制度の一部が改定されており、更新申請にあたってはセンターウェブサイトまたは MR ポータルをご確認ください。

1. 更新できる方

(1)MR 認定証に記載された有効期限が 2027 年 3 月 31 日の方

(2)認定更新の特例により 2023 年 3 月 31 日～2026 年 3 月 31 日の方も更新が可能です。

※2026 年度の制度改定により有効期限が変更になっています。認定証に記載された有効期限が 1 月末日の場合は、3 月 31 日に読み替えてください。

2. MR の資質の認定更新要件

(1)MR 認定証に記載された有効期限が 2027 年 3 月 31 日の方

以下の年度の基礎教育および実務教育において、修了認定を受けていること。

有効期限	基礎教育	実務教育
2027 年 3 月 31 日	2021 年度～2025 年度	2025 年度または 2026 年度

基礎教育において更新要件を充足しない場合、更新時救済プログラム(14 参照)に合格することで認定更新申請が可能になります。

(2)認定更新の特例により 2023 年 3 月 31 日～2026 年 3 月 31 日の方

以下の年度の基礎教育および実務教育において、修了認定を受けていること。

有効期限	基礎教育	実務教育
2026 年 3 月 31 日	2020 年度～2024 年度	2024 年度
2025 年 3 月 31 日	2019 年度～2023 年度	2023 年度
2024 年 3 月 31 日	2018 年度～2022 年度	2022 年度
2023 年 3 月 31 日	2017 年度～2021 年度	2021 年度

基礎教育において更新要件を充足しない場合、更新時救済プログラム(14 参照)に合格することで認定更新申請が可能になります。

3. 認定証の区分

- (1) 上記 2. に示された基礎教育と実務教育の両方を満たし MR としての資質を認定更新された者に対して、有効期限を記載した MR 認定証を交付します。
- (2) 基礎教育のみを満たした者に対して、有効期限を記載した MR 基礎教育限定認定証を交付します。ただし、実務教育において 2025 年度または 2026 年度に復職プログラムの修了登録があれば、MR 認定証での更新となります。

4. 認定更新後の有効期限

認定更新後の有効期限は従前の有効期限から 5 年後の 3 月 31 日とします。

5. 認定更新申請の手続きができる期間

2026 年 8 月 3 日～2027 年 3 月 31 日

6. 申請手順

- (1) 表示画面のボトムにある「履修履歴情報ページ」をクリックします。
- (2) 実務教育の履修履歴を確認し「修了認定受領確認」ボタンをクリックします。
- (3) 表示画面のボトムにある「認定更新申請ページ」をクリックします。
- (4) 「認定更新申請の手続きへ」ボタンをクリックします。
- (5) メールアドレスの確認をします。

※現在使用していないメールアドレスが表示された場合は MR ポータルの登録情報ページに戻り変更手続きを先に行い、(1)から再度手続きしてください。

- (6) 登録されているメールアドレスに送信される件名「認定更新申請 URL の送付」のメール本文に記載の URL をクリックします。

- (7)表示された「制度・認定証の理解確認動画」を閲覧し、終えたら「写真登録画面を開く」をクリックし、同意事項を確認する。
- (8)写真を登録し発送先の住所を入力し、入力内容に間違いがないか確認します。
- (9)認定更新料の支払いをします。
- (10)センターによる写真確認を経て「認定更新申請を受付しました」のメールを受領した時点で、申請は完了です。

7. 登録する写真の条件

登録用の顔写真は、証明写真としてビジネスにふさわしい以下の条件に適合するように用意してください。

- (1)サイズが縦横比 4.5 対 3.5 (パスポートサイズ)である
- (2)本人のみが撮影され、鮮明で認識可能である
- (3)頭頂部から肩のあたりまでが写っている
- (4)6 か月以内に撮影したものである
- (5)正面、無帽、無背景である
- (6)カラーである
- (7)トリミング以外の加工がなされていないものである
- (8)顔写真が指定された枠内に適切に収まっている

※申請手続き後は、ご自身の希望で写真の変更はできませんのでご注意ください。

8. 写真のセンターによる確認

登録された写真が条件から逸脱し不適切とセンターが判断した場合、申請を差し戻すとともに該当者にその旨を通知します。通知した日から 14 日以内に適切な写真を再登録してください。

通知した日から 14 日以内に適切な写真が再登録されない場合、認定更新申請は無効になり、支払い済みの認定更新料及び送料は返金されます。

年度内であれば、再度認定更新申請を行うことができます。

また年度を超えた写真の再登録は1回限りで、再登録された写真が不適切な場合は、「差戻」ではなく「却下(キャンセル)&返金処理」されます。

9. 送付先入力に関する注意事項

送付先は、個人の自宅宛てまたは会社宛てのいずれかをご選択ください。

発送は国内のみといたします。

なお、センターおよび発送事務局に直接お越しいただいても、お手渡しでの対応はいたしかねます。

会社宛てを選択された場合は、ビル名、階数、会社名、部署名を必ずご入力ください。送付先情報の入力誤り、転居、その他申請者に起因する理由により認定証を受領できなかった場合、当センターでは再発送いたしません。

10. MR 認定証の発送

申請受理後、毎月 15 日または月末を締切とし、その後、通常 2 週間前後で MR 認定証または MR 基礎教育限定認定証を簡易書留にて申請時に入力された住所へ発送します。

11. MR 認定証の再発送

郵便局での保管期限切れ、宛先不明等により認定証が発送事務局へ返送されることがあります。その場合、発送事務局よりメールにて 2 回ご連絡いたします。なお、メールへの返信が確認できない場合に限り、補足的な確認手段として電話にてご連絡いたします。

- ・メールによるご連絡(1 回目)
- ・メールによるご連絡(2 回目)
- ・電話によるご連絡(最終確認)
- ・いずれかの連絡に応答いただけた場合
申請時に入力された住所と同一の宛先に再発送いたします。なお、ご連絡いただいたタイミングによっては、再発送まで約 1 か月程度を要する場合があります。
再発送は 1 回限りとし、再度返送された場合は再発送を行いません。
- ・いずれの連絡にも応答いただけず、かつ電話から 2 営業日を過ぎた場合
当該発送物の再発送は行いません。

なお、当センターは上記の対応を行いますが、それでも認定証をお受け取りいただけない場合は、改めて再交付申請のお手続きをお願いいたします。

12. 認定更新にかかる費用と領収書発行

- (1)総額 5,960 円(内訳：認定更新料 5,500 円(税込)+送料 460 円(簡易書留))
- (2)認定更新にかかる費用の支払い方法は、Visa、Master、JCB、Amex、Diners ブランドのクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカードでの先払いとなります。
- (3)領収書は、写真承認後の発行となりますので、あらかじめご了承ください。

13. 認定更新申請におけるキャンセル

顔写真が承認された後は、いかなる理由があっても申請のキャンセルはできません。

14. 更新時救済プログラム

更新に必要な5年間のうち1年でも基礎教育学習・認定プログラムの未修了の年度がある場合は更新時救済プログラムに取り組み合格する必要があります。

更新時救済プログラムに合格した者は、認定更新申請を完了することにより認定更新される。

更新時救済プログラムに不合格の場合は、その年度の認定更新申請はできません。
認定証の有効期限から4年以内であれば、再度受けることができる。

15. 更新時救済プログラム利用料

(1) 更新時救済プログラム利用料は次のとおりとします。

未修了年度1年、2年： 6,600円(税込)

未修了年度3年、4年： 15,400円(税込)

未修了年度5年： 33,000円(税込)

(2) 利用料の支払い方法はVisa、Master、JCB、Amex、Dinersブランドのクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカードでの先払いとなります。

16. 更新時救済プログラムのテスト1の出題数

未修了年度1年、2年： 190問

未修了年度3年、4年： 250問

未修了年度5年： 380問

17. プログラムの仕様

更新時救済プログラムの仕様は、基礎教育学習・認定プログラムと同じ、テスト・ドリル・テスト方式です。

(1) プログラムの合格は1年、2年の場合171問以上、3年、4年の場合225問以上、5年の場合、342問以上です。

(2) 更新時救済プログラムのテスト2は、テスト1の不正解問題から出題され、3回まで実施可能となります。

(3) テスト1で合格できなかった場合、テスト2を受験し、テスト1と合わせて正答数とします。

18. 氏名変更

氏名に変更がある場合は、申請前にMRポータルの「変更する」より申請してください。
届出が認証されたあと、申請手続きを行ってください。

申請後に氏名変更申請をされても、認定証に反映されませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町 3-3-4 日本橋本町ビル

公益財団法人 MR 認定センター 試験事業部

<https://www.mre.or.jp/>